【別添１】被災者台帳の作成に係るデータ項目の例示

| 法令上の事項（根拠規定） | データ項目の例示 | 説明 |
| --- | --- | --- |
| 氏名（法第90条の3第2項第1号） | ・氏名（ふりがな（フリガナ）） | ○住民基本台帳の基本４情報であり、被災者本人の特定に必要となる基本的な情報。○氏名は被災者の氏名であり、個人単位で記載・記録される。○住民基本台帳記載の氏名と各部署で保有している氏名情報が異なる場合は、住民基本台帳記載の情報を優先する。○ただし、外字等、記載・記録が困難な場合については、被災者台帳作成市町村の判断により、住民基本台帳記載の氏名とは異なる氏名を記載・記録することも可。 |
| 生年月日（法第90条の3第2項第2号） | ・生年月日（年齢） | ○住民基本台帳の基本４情報であり、被災者本人の特定に必要となる基本的な情報。○年齢については生年月日から判断できるため、年齢の記載・記録は必須ではないが、市町村の判断により記載・記録することも可能。 |
| 性別（法第90条の3第2項第3号） | ・性別 | ○住民基本台帳の基本４情報であり、被災者本人の特定に必要となる基本的な情報。 |
| 住所又は居所（法第90条の3第2項第4号） | ・住所 | ○住民基本台帳の基本４情報であり、被災者本人の特定に必要となる基本的な情報。○各人の生活の本拠であり、住民基本台帳に記載されている住所。 |
| ・居所 | ○住民票を異動していないものの、現に居住をしている場所。○多少の期間継続して居住しているが、その場所がその人の生活との結びつきが住所ほど密接でなく、生活の本拠であるというには至らない場所。○公共料金の請求等の確認など、居所としての確認がされれば、被災者生活再建支援金の支給の対象とする事例もある。◯居所地において被災した被災者の居所を記載・記録する場合のほか、住所地において被災し避難した被災者について、当該避難先の居所を記載・記録する場合が考えられる。避難先の居所を記載・記録することにより、被災者の援護が行いやすくなる。 |
| 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況（法第90条の3第2項第5号） | <住家被害>・被害認定結果・被害認定日 | ○罹災証明書の証明事項と同義。 |
| <被災住民の人的被害>・負傷・疾病の状況・死亡日・被害の状況 |  |
| <家財等の動産被害>・被害の状況 | ○被災住民の利便の観点から任意に証明事項とする場合に家財等の動産被害についても記載・記録。 |
| 援護の実施の状況（法第90条の3第2項第6号） | ＜被災者生活再建支援金・災害弔慰金・災害障害見舞金・小中学生の就学に必要な学用品費・新入学用品費・通学費・校外活動費・学校給食費等の支給、義援金の配分等の被災者に対する各種支援制度＞・支援制度・申請日・申請者・被災者と申請者の関係・支援の区分・支給日・支給終了日 | ○支援漏れや手続の重複等を防ぐ観点から記載・記録。○具体例・被災者生活再建支援金（基礎・加算）基礎または加算支援金については、2回受給する被災者が出る可能性がある。（例：基礎支援金　大規模半壊 → 半壊解体　　 　　加算支援金　賃貸 → 建設・購入、補修）・都道府県及び市町村における見舞金等・義援金義援金の主体（日本赤十字社、都道府県、市町村等）ごとに項目を作成する。また、義援金の配分は１回とは限らないため、配分時ごとに記載・記録する必要がある。・災害弔慰金、災害見舞金被災者名、申請者と被災者の関係を確認し、支給先の適切性を確認できるよう記載・記録。 |
| ＜地方税、国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険料、介護保険料、幼稚園の入園料・保育料、高等学校の授業料・受講料・入学料・入学者選抜手数料、公共料金・使用料等の減免の状況＞・減免の実施の有無・減免の対象 | ○具体例・市町村住民税の減免・固定資産税の減免・その他税に関する減免・国民健康保険料の減免・保育所の保育料の減免・国民年金保険料の減免 |
| ＜災害援護資金・生活福祉資金・母子寡婦福祉資金貸付等融資制度＞・貸付金の有無・貸付金の種類 | ・災害援護資金、生活福祉資金災害援護資金の対象となる世帯は生活福祉資金貸付の適用除外となることから、貸付の有無とその種類を記載・記録。 |
| ＜災害救助法に基づく救助（住宅の応急修理、教科書・教材・文房具・通学用品の供給等現物給付、衣類・食料の給付）、公営住宅・特定優良賃貸住宅等への入居＞・救助の種類・救助の有無 |  |
| ＜児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の特例措置＞・特例措置の種類・特例措置の有無 |  |
| 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由（法第90条の3第2項第7号） | ・要介護制度区分・障害の種類・程度・乳幼児・妊婦・持病（難病、特定疾病等）・ペットの有無・ＤＶ・児童虐待・外国人・支援を要する高齢者・上記対象者に関する同居（支援）親族の有無 | ○被災者支援（該当する住民への被災者支援策、避難所における配慮、仮設住宅、災害公営住宅入居等）において特に配慮が必要である旨記載・記録。・ＤＶ、児童虐待本人からの申出をもとに情報保有部署で保有している情報のうち、被災者支援に必要と判断される場合（避難所・仮設住宅・災害公営住宅の入居時等の配慮等）で、市町村内の関係部署で情報を共有することが適切である場合、共有も考えられる。 |
| ・情報提供ネットワークシステム（平成29年7月運用開始予定）を介して取得することが可能な要配慮者情報については、資料15を参照 | ◯行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第７号）第30条◯特定個人情報データ標準レイアウト４、10、20、26、74、78、80、82◯主に、被災者が他の市町村の住民の場合、当該被災者に係る要配慮者関係情報について、情報提供ネットワークシステムを利用して他団体から情報提供を受けることにより把握することが可能。　（具体例）・妊娠したＡ市の住民Ｘが、出産に備え実家のＢ市に滞在中、Ｂ市で災害が発生した場合、Ｂ市には当該Ｘに係る情報がないため、Ｂ市は、情報提供ネットワークシステム（特定個人情報データ標準レイアウト80「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」）を使用して、Ａ市が保有するＸの出産予定日について情報提供を受け、Ｘへの援護を実施。◯特定個人情報データ標準レイアウトの各項目は、被災者の援護に関係する可能性のある項目を幅広に対象とし、このうち、市町村が被災者台帳作成に当たり必要な項目を取得可能とするものである。このため、各項目は必ず記載・記録しなければならないものではない。 |
| 電話番号その他の連絡先（規則第8条の5第1号） | ・電話番号・携帯電話番号・メールアドレス・ファックス番号 | ○支援漏れや手続の重複等を把握した際に被災者へ連絡を取る際に必要。 |
| 世帯の構成（規則第8条の5第2号） | ・単数世帯・複数世帯・世帯主名・世帯番号 | ○災害の発生時において単数世帯であるか、複数世帯であるかにより実施する援護の内容に違いが生じる場合があるため記載・記録。○世帯を認識するために有用。 |
| 罹災証明書の交付の状況（規則第8条の5第3号） | ・交付日・交付枚数・申請日・申請者 | ○罹災証明書の交付実績を記載・記録。 |
| 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先（規則第8条の5第4号） | ・台帳情報提供に関する同意・同意する情報提供先 | ○台帳情報を提供することに関し同意するか否かについて、その提供先も含めて被災者本人に確認し記載・記録。○情報提供の求めがあるたびに、被災者本人に同意するか否かを確認することは、市町村及び被災者双方にとって負担になる。○例えば、避難所名簿を作成する際や、被災者生活再建支援金等の支給申請を受ける際等に確認し、被災者台帳に記載・記録。 |
| 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時（規則第8条の5第5号） | ・提供先名・提供日・情報の使用目的・提供した情報（項目） | ○個人情報の外部提供に際して、その情報管理を徹底する観点から記載・記録。 |
| 被災者台帳の作成に当たつて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号（規則第8条の5第6号） | ・個人番号（マイナンバー） | ○被災者台帳作成に個人番号（マイナンバー）を利用する場合に記載・記録。◯マイナンバーを記載・記録した被災者台帳は、番号利用法に規定する特定個人情報となり、その取扱いについては番号利用法による制限があるため留意が必要。◯台帳情報提供時においては、提供する台帳情報からマイナンバーを除く必要がある。 |
| 前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項（例）（規則第8条の5第7号） |  |  |
| （調査） | ・調査番号・調査日・調査担当者・災害種類・調査結果 | ○被害の状況を把握するための調査の履歴を記載・記録。○再調査の申請があった場合等に、調査履歴を確認・把握する必要があるため記載・記録。最終的な調査結果は、被害の状況として記載・記録。○履歴を確認できるよう少なくとも３次調査まで記載・記録できるようにするのがよい。 |
| （建物） | ・建物所在地・建物用途・建物構造・位置座標（緯度、経度） | ○非住家の被害についても証明する場合に判別するため、建物用途を記載・記録。○木造／非木造により被害認定の判定基準が異なるため記載・記録。○法定事項ではないが、導入市町村において、記載・記録している例がある。○登記情報等、公表されている（利用可能な）情報を基本とする。 |
| （住家・非住家の別） | ・住家・非住家の別 | ○被災者生活再建支援法においては、その支援の対象が住家となっていることから記載・記録。○住家とは、現実に居住のため使用している建築物をいい、社会通念上の住宅であるかどうかを問わないとしており、空家や別荘については、住宅ではあるが、現実に居住のために使用している建築物ではないことから、非住家と扱われる。 |
| （所有者氏名） | ・建物所有者の氏名(ふりがな(フリガナ)) | ○多くの被災者支援は世帯主が対象となっているが、一部の支援については所有者が対象となるものもある。このため、被災居住者と所有者が異なる場合には、所有者情報も記載・記録するとよい。 |
| （所有者住所／居所） | ・建物所有者の住所・建物所有者の居所 | ○所有者の住所／居所を記載・記録。○所有者が法人である場合、所有法人の所在地を記載・記録。 |
| （所有者電話番号） | ・建物所有者の電話番号・建物所有者の携帯電話番号 | ○支援漏れや手続の重複等を把握した際に被災物件所有者へ連絡を取る際に必要。 |
| （所有者連絡先） | ・建物所有者の携帯電話のメールアドレス・建物所有者のファックス番号 | ○支援漏れや手続の重複等を把握した際に被災物件所有者へ連絡を取る際に必要。 |